

富田川漁業協同組合
和内共第 18 号第五種共同漁業権行使規則

(目的)

第 1 条 この規則は、富田川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第 18 号第五種共同漁業権（以下「和内共 18 号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第 2 条 和内共 18 号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資 格
あゆ漁業	友釣、タモスクイ 段引、ルアー釣	組合員であること 組合員であらかじめ組合に提出した 承認申請により組合の承認を得た者
もくずがに漁業	かにかご	承認申請により組合の承認を得た者
あまご漁業	竿釣	組合員であること

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正組合員の 3 分の 2 以上の多数が、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、組合員共同の利益を害する恐れがあると認める者は、第 1 項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第 3 条 前条第 1 項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内において、エ欄の人員及びオ欄の期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 人員	オ 期間
あゆ漁業	友釣		1 人	5 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
	タモスクイ		1 人	
	段引	7 段まで	1 人	
	ルアー釣		1 人	
もくずがに漁業	かにかご	5 個まで	1 人	9 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
		角型 幅 4 5 cm 長さ 6 5 cm 縦 2 5 cm 筒型 直径 3 5 cm 長さ 6 0 cm		
あまご漁業	竿釣		1 人	3 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

3 理事が第 1 項ただし書の制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第 5 条 理事は、第 2 条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間その他和内共 1 8 号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第 2 条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

(勘案事項)

第 6 条 理事は、前条第 1 項に基づき毎年その年の当該漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

- 一 その者の当該漁業に対する生活依存度
- 二 その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
- 三 その者の当該漁業

(禁止区域)

第7条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、漁業をしてはならない。

区域及び漁法	期 間
鮎川新橋上流端より上流でのあゆタモスクイ漁法	5月1日から8月31日まで
鮎川新橋上流端より上流の本流から野々尻堰堤までの本流のあゆタモスクイ漁法	9月1日から9月30日まで
野々尻堰堤から上福定までの本流のあゆタモスクイ漁法	9月1日から9月30日まで
鮎川新橋上流端より上流でのあゆ段引及びあゆルアー釣漁法	5月1日から12月31日まで
郵便橋下流端より下流でのあゆ漁業の全漁法	10月11日から12月10日まで

2 本流及び支流の各堰堤の上流50m、下流100mに至る区域内では漁業をしてはならない。

(全長の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
もくずがに	(甲長) 5 cm
あまご	15 cm

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第9条 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額及び魚種別増殖実施量について、毎年1月末までに、組合に報告しなければならない。ただし、組合が直接把握できる事項については、報告を省略することができる。

(漁業権管理費の負担)

第10条 和内共18号の内容となっている漁業を営む組合員は、和内共18号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表の額に消費税を加算した額とする。

漁業の名称	漁業の方法	単位	行使料の額
あゆ漁業	友釣、タモスクイ 段引、ルアー釣	年間	4, 0 0 0 円 但し、70 歳以上の者、2 級以上の身体障害者及び女性は 1,000 円とする
あまご漁業	竿釣		
もくずがに漁業	かにかご	年間	3, 0 0 0 円

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第 1 1 条 和内共 1 8 号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に和内共 1 8 号の行使をさせないことができる。

2 和内共 1 8 号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

(雑則)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は総会で定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。